



# 熊本県公報

第12762号  
平成30年10月2日(火)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

<b>告 示</b>	
○漁船保険義務加入に係る指定漁船調書の縦覧（畠口加入区・五和町加入区）	（団体支援課） 1
○造成宅地防災区域の指定	（建築課） 1
○保安林の指定の解除の予定	（森林保全課） 2
○保安林の指定の解除の予定	（ " ） 3
<b>公 告</b>	
○熊本都市計画地区計画の決定（菊陽町決定）	（都市計画課） 3
○熊本県持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針の変更	（農業技術課） 3
○農用地利用配分計画の認可申請	（農地・担い手支援課） 3
○農用地利用配分計画の認可申請	（ " ） 3
○農用地利用配分計画の認可申請	（ " ） 4

## 告 示

### 熊本県告示第761号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次の表のとおり公示する。

なお、平成30年10月2日から平成30年10月16日までの間、次の表の縦覧場所に掲げる場所において、当該届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成30年10月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

加入区 の名称	発起人の住所及び氏名	法第113条第1項 の申出をする漁業協 同組合	縦覧場所
畠口加入区	熊本市南区畠口町1993番地 高濱 文四郎 熊本市南区畠口町2535番地1 中上 浩之 熊本市南区畠口町2520番地1 藤野 賢一	畠口漁業協同組合	畠口漁業協同組合
五和町加入区	天草市五和町二江72番地 吉田 健吾 天草市五和町二江4837番地 中原 孝二 天草市五和町鬼池2361番地1 佐藤 盛親	天草漁業協同組合	天草漁協同組合

### 熊本県告示第762号

宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第20条第1項の規定により造成宅地防災区域を次のとおり指定するので、同条第3項の規定により公示する。

平成30年10月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 尾道地区  
阿蘇郡南阿蘇村大字河陽字尾道4264番4、4262番9
- 東新所地区（その3）

- 阿蘇郡南阿蘇村大字立野字東新所1200番
- 3 東新所地区(その4)  
阿蘇郡南阿蘇村大字立野字東新所1197番1、1197番2
  - 4 東新所地区(その5)  
阿蘇郡南阿蘇村大字立野字東新所1201番1、1202番
  - 5 立石地区(その5)  
阿蘇郡南阿蘇村大字立野字立石1530番3
  - 6 立石地区(その6)  
阿蘇郡南阿蘇村大字立野字立石1529番2
  - 7 宮内地区(その1)  
阿蘇郡南阿蘇村大字立野字宮内779番1
  - 8 宮内地区(その2)  
阿蘇郡南阿蘇村大字立野字宮内767番1、767番7
  - 9 馬立地区(その2)  
阿蘇郡南阿蘇村大字立野字馬立203番1
  - 10 田坪地区(その3)  
阿蘇郡南阿蘇村大字河陽字田坪5120番1
  - 11 一ノ峯地区(その4)  
阿蘇郡南阿蘇村大字河陽字一ノ峯2385番2、2385番3
  - 12 一ノ峯地区(その5)  
阿蘇郡南阿蘇村大字河陽字一ノ峯2385番1
  - 13 中家鶴地区  
阿蘇郡南阿蘇村大字河陽字中家鶴1510番1、1511番
  - 14 加勢ノ上地区(その2)  
阿蘇郡南阿蘇村大字河陽字加勢ノ上1842番
  - 15 東原地区  
阿蘇郡南阿蘇村大字中松字東原2710番2
  - 16 下ノ原地区(その2)  
阿蘇郡南阿蘇村大字中松字下ノ原2843番1、2842番、2845番
  - 17 横道下地区  
阿蘇郡南阿蘇村大字一関字横道下2321番1、2321番2
  - 18 宮寺鶴地区  
阿蘇郡南阿蘇村大字河陽字宮寺鶴322番1、323番1

(「次の図」は、省略し、その図面を熊本県土木部建築住宅局建築課及び南阿蘇村役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 熊本県告示第763号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により農林水産大臣から次の保安林の指定を解除する予定である旨の通知があったので、同法第30条の規定により告示する。

平成30年10月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 解除予定保安林の所在場所 阿蘇市赤水字永谷西1925-3(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び県北広域本部阿蘇地域振興局並びに阿蘇市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第764号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により農林水産大臣から次の保安林の指定を解除する予定である旨の通知があったので、同法第30条の規定により告示する。

平成30年10月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 解除予定保安林の所在場所 阿蘇市赤水字永谷西1925-3（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 3 解除の理由 道路用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び県北広域本部阿蘇地域振興局並びに阿蘇市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**公 告**

**熊本県公告第589号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により菊陽町から熊本都市計画地区計画（沖野地区計画）の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により熊本県土木部道路都市局都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成30年10月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県公告第590号**

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号）第3条第4項の規定により熊本県持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針を変更したので、同条第5項の規定により公表する。

なお、変更後の熊本県持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針は、熊本県農林水産部生産経営局農業技術課並びに各熊本県広域本部農林（水産）部農業普及・振興課及び各熊本県広域本部地域振興局農林部農業普及・振興課に備え置いて、一般の縦覧に供する。

平成30年10月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県公告第591号**

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成30年10月2日から同月15日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成30年10月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
農事組合法人かしま広域農場	上益城郡嘉島町上島	上益城郡嘉島町大字井寺字内野624番ほか6筆
農事組合法人元白旗	上益城郡甲佐町白旗	上益城郡甲佐町大字白旗字元白旗第二1898番1ほか1筆
農事組合法人碧水	阿蘇市蔵原	阿蘇市役犬原字横溝1496番1ほか8筆
農事組合法人水穂やまだ	阿蘇市山田	阿蘇市一の宮町中通字鞍掛860番ほか4筆

2 申請年月日

平成30年9月19日

**熊本県公告第592号**

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成30年10月2日から同月15日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。  
平成30年10月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
高田 誉	八代市鏡町中島	八代市鏡町中島字前無田539番ほか1筆
高田 誉	八代市鏡町中島	八代市鏡町有佐字土穴1203番1
岩本 浩幸	八代市北原町	八代市北原町字東北原55番
農事組合法人ファームやっこ	八代市井揚町	八代市沖町字四番割3474番ほか3筆
坂崎 久敏	八代市沖町	八代市沖町字四番割3474番ほか2筆
鞍本 敏男	八代市沖町	八代市沖町字四番割3528番1
農事組合法人おこば	人吉市大畑麓町	人吉市大畑麓町字麓3901番1
杉下 政一	人吉市上漆田町	人吉市上漆田町字井手ノ口3538番1ほか8筆
東 悟	人吉市下漆田町	人吉市東漆田町字栗ノ丸2374番1ほか2筆
大石 萬	球磨郡錦町西	球磨郡錦町大字西字鳥居松1633番12ほか1筆
内山 幸一	球磨郡錦町西	球磨郡錦町大字一武字万吉原2830番10
田浦 孝利	球磨郡錦町一武	球磨郡錦町大字一武字加幸599番1ほか2筆
淺生 今治	球磨郡錦町一武	球磨郡錦町大字一武字永井田654番1
深水 博之	球磨郡錦町一武	球磨郡錦町大字一武字土木園903番
新野 郷助	球磨郡錦町木上西	球磨郡錦町大字木上西字茶園971番
永井 英治	球磨郡あさぎり町免田東	球磨郡あさぎり町免田西字屋敷田221番1ほか3筆

2 申請年月日  
平成30年9月20日

熊本県公告第593号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成30年10月2日から同月15日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。  
平成30年10月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
加江 文機	球磨郡相良村川辺	球磨郡相良村大字川辺字下七折1288番ほか7筆
宮崎 成正	球磨郡相良村川辺	球磨郡相良村大字川辺字七折1530番ほか2筆
株式会社満石	球磨郡あさぎり町免田東	球磨郡相良村大字川辺字七折1501番
有限会社西村牧場	球磨郡相良村川辺	球磨郡相良村大字川辺字下七折1281番ほか6筆
有限会社西村牧場	球磨郡相良村川辺	球磨郡相良村大字川辺字下七折1275

		番1ほか10筆
荒川 隆司	球磨郡相良村川辺	球磨郡相良村大字川辺字下七折1253番

2 申請年月日  
平成30年9月21日